

平成23年度第2回長崎県後期高齢者医療広域連合懇話会 開催結果概要

- 1 開催日時 平成23年11月29日（火）午後1時25分から午後3時45分まで
- 2 開催場所 長崎市栄町4番9号 長崎県市町村会館 4階 第1会議室
- 3 出席委員 10名
貞森会長、庄野副会長、徳永委員、鴨川委員、相良委員、久保委員、
鬼塚委員、田川委員、田代委員、小林委員
- 4 傍聴者 なし
- 5 会議の概要

(1) 説明事項

次の事項を事務局から説明した。

- ア 保険料率の試算状況及び医療費等の状況について
- イ 平成24年度の保健事業等について
- ウ 保険料の収納（対策）について

(2) 意見交換

ア 保険料率の試算状況及び医療費等の状況について

【委員】 保険料率を試算する中で、費用として「その他の費用」とあるが、これは何か。

【事務局】 その他の費用とは、葬祭費、第三者行為の委託料、過年度の保険料の還付、それから医療給付費の千分の1を見込んでいる予備費である。

【委員】 前回の保険料率算定時の賦課総額（143億円）と実際の保険料額実額（98億円）とでは差があり、これは、保険料の軽減対策によるものと思われるが、その差額はどうか。

【事務局】 この差額については、低所得者に対する軽減対策である保険基盤安定負担金や、保険基盤安定負担金とは別枠で設けられた特別対策としての軽減措置により、国等の公費負担で補填されている。

【委員】 保険料の試算状況の説明では保険料が上がるということであるが、あくまで試算の段階なので、保険料率を上げると決めている訳ではないということか。

【事務局】 今回説明した料率、金額は若干変更する可能性はあるが、医療費の伸び等を勘案すると上げざるを得ないと考えている。

【委員】 介護保険料も上がるような話であり、後期高齢者医療の保険料までも上がれば、所得の低い方は大変なので、そういうこともある程度勘案していただきたい。

【事務局】 低所得者に対する保険料軽減措置があるので、保険料率は上がっても、実際の賦課額

への影響は僅かで済み、負担がなるべく大きくならないようにということは、考慮している。

イ 平成24年度の保健事業等について

○口腔ケア事業

【委員】 生活習慣病（特に糖尿病）と歯周病は密接な関係にあるということなので、生活習慣病の方へは、是非とも受診勧奨を呼び掛けてもらいたい。

【委員】 実績が、年間700人弱というのは、事業としてはいかがかなと思うので、郵送料等の経費が掛かっても、広報をしっかりとやってもらいたい。

【委員】 口腔ケア事業は、この懇話会で全国に先駆けてということで始めた事業であり、インフルエンザ等にも有効な手法となるので、是非広げていただきたい。

【委員】 口腔ケアの効果に、疾病予防があるということが、一般的に知られていないので、その点を分かりやすくPRしてもらいたい。

【事務局】 被保険者への個別の勧奨については、郵送料等の予算に厳しい面もあるが、健診の勧奨と合わせる等、他の郵送機会もとらえてやっていきたい。

なお、広報やPRについては、市町へ広報紙、テレビ枠等の活用をお願いしている状況であり、また、歯科医師会とも連携して周知に努めていきたい。

【委員】 現在のチラシは、受診券についての表現に誤解を招く点があると思われるので、表現を変えたほうが良いのではないか。

【事務局】 チラシの表現の変更については検討したい。

○訪問指導事業

【委員】 重複投薬については、「お薬手帳」の提示を徹底することで、ある程度避けられると思われる。

○ジェネリック医薬品差額通知事業

【委員】 差額通知には、先発医薬品とジェネリック医薬品を比べたシミュレーションが記載されるので、良い事だと思う。

【委員】 ジェネリック医薬品の普及には、関係機関の取り組みもあり、長崎県では結構進んでいる。さらなる促進のためにも差額通知には賛成である。

【委員】 古い薬よりも新薬のほうが効き目があるので、ジェネリック医薬品はあまり勧めてもらわないほうが良い気がする。

【事務局】 先発医薬品とジェネリック医薬品との切り替えは、主治医や薬剤師が専門的な立場で判断される。強制的なものでなく、あくまで選択のひとつの目安として差額通知をするものである。

ウ 保険料の収納（対策）について

【委員】 2年で時効が成立して保険料の徴収権が消滅することだが、時効を迎えた被保険者はどうなるのか。

【事務局】 平成20年度に賦課した保険料の時効が来て、徴収権が消滅しただけで、その被保険者には、平成21年度以降に賦課した保険料が掛かっている。資格と時効とは別物である。

【委員】 滞納者には、財産差し押さえをすることだが、差し押さえの実績を教えてもらいたい。また、差し押さえ後は競売をしているのか。

【事務局】 平成23年5月末時点の調査では、95件の差し押さえ実績がある。差し押さえは、預貯金を主にしており、基本的に競売はしていない。市町の中での、他の税目等の取り扱いとの兼ね合いもあり、難しい面もある。

【委員】 滞納者の中には、本当に生活の苦しい人もいるので、そういう人を救う手立てはないのか。

【事務局】 所得の低い方へは軽減措置をしている。所得の低い方でも、年金からの天引きによりきちんと納付されている方はいる。滞納されるのは、納付書で納めていただく方であるが、年金からの天引き者との公平性を確保しないといけない面もある。

ただし、収納対策の中で、差し押さえの対象として考えているのは、所得の低い方ではなく、所得がある程度ある方のうち、滞納されている方である。